

第5章

1. 投資

ルールの外観

(1) ルールの背景

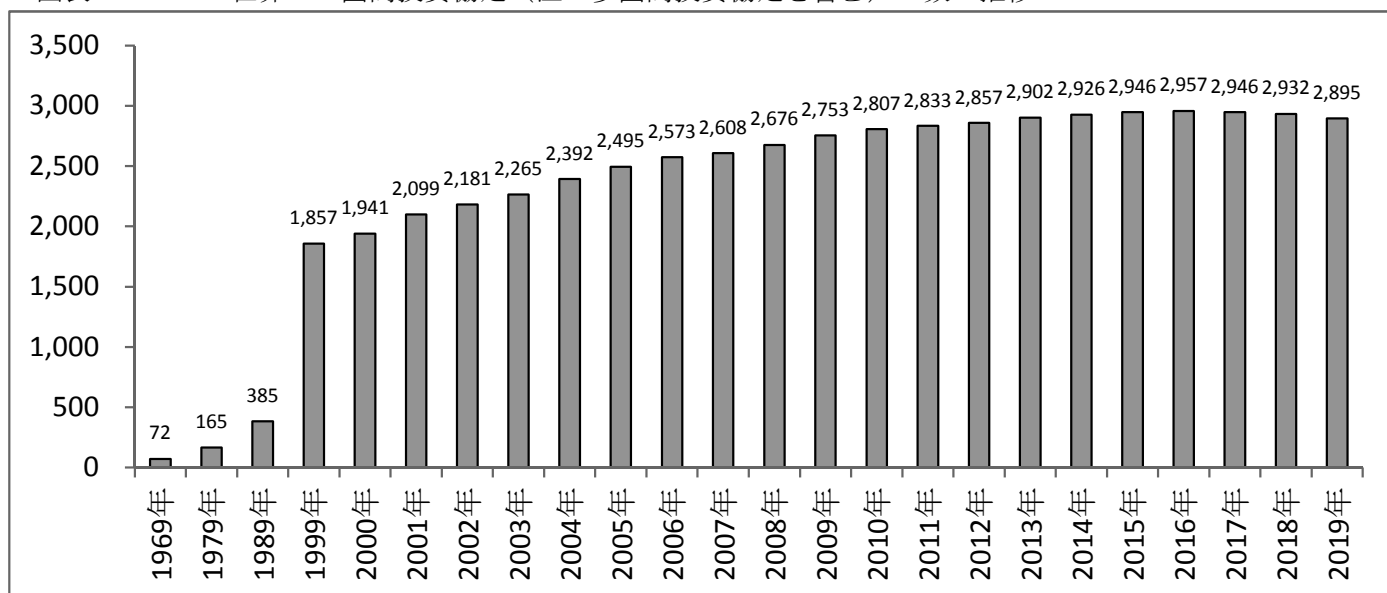
①海外への事業展開（対外投資）の増加及び投資関連協定の増加

1980年代以降、世界の対外投資は急速に拡大しており、世界経済の成長を牽引する大きな役割を果たしている。

各国は、自国の投資家とその投資財産を投資受入国において差別的扱いや違法な収用等から保護するため、1950年代末から二国間投資協定（BIT：

Bilateral Investment Treaty、多国間投資協定を含む）を締結してきた。対外投資の拡大等を受けて、その数は1990年代に飛躍的に増加し、2019年までにその数は2,895（投資規律を含む自由貿易協定なども加えると3,284）に達した¹。他方、エクアドル共和国等、既存の投資協定を破棄する国もある。日本は2021年2月末までに54本の投資関連協定（投資協定及び投資規律を含むEPA/FTA）を締結し（内、48本の投資関連協定が発効済）、79の国・地域をカバーしている。

<図表 III-5-1>世界の二国間投資協定（注・多国間投資協定を含む）の数の推移



（UNCTAD「World Investment Report」を元に作成）

②OECDにおける取組

対外投資の拡大が加速するにつれ、投資後の投資財産の保護だけでなく、相手国に投資を行う段階も含めて協定で規律しようとする動きが出始めた。具体的に

は、外資規制など、国境を越えた自由な投資を阻む障壁を削減しようとするものである。1995年、OECDにおいて多数国間投資協定（MAI：Multilateral Agreement on Investment）の交渉が開始された。

¹ UNCTAD「World Investment Report 2020」参照

これは、投資の自由化及び保護に関し、包括的で拘束力のある多数国間の協定を OECD 加盟国間で策定しようとするものであった。しかし、環境規制などの国家の規制権限が MAI によって侵害されるといった NGO や加盟諸国の懸念等を背景に交渉は行き詰まり、1998 年にフランスが交渉離脱を決定したことを契機として交渉は決裂した。

MAI は成立しなかったが、OECD では早期から投資に係る国際取決めの策定に取り組んできた。例えば OECD 成立時 (1961 年) に成立した資本移動自由化規約 (Code of Liberalisation of Capital Movements) では、特定の留保以外は原則として資本取引を自由化することが定められた。また、1976 年には、世界経済の発展に大きな影響を有する多国籍企業の行動に対して加盟国政府が責任ある行動をとるよう勧告する多国籍企業行動指針 (「多国籍企業ガイドライン」) が作成され、その後、世界経済の発展や企業行動の変化などの実情に合わせ、環境、労働関係、情報開示の事項の追加や、贈賄防止、消費者利益配慮について新たな章を設けるなど、5 回の改訂が行われている。直近の 2011 年の改訂では、(1) 企業には人権を尊重する責任がある旨の人権に関する章の新設、(2) リスク管理の一環として企業はサプライチェーンに関しても、適切な注意を払い、問題の防止及び対応のために然るべき措置をとるべきこと等を含むデュー・ディリジェンスへの言及、(3) 各国に置かれた連絡窓口 (NCP: National Contact Point) の紛争解決手続について司法との並行手続案件への対処や目安となる処理期間の設定などが行われた。ただし、この行動指針自体には法的拘束力はなく、その実施は各国・企業の自主性に委ねられている。

③ エネルギー憲章条約 (ECT)

個別分野での取組みとしては、エネルギー分野の貿易・投資・輸送の規律、特に旧ソ連圏諸国におけるそれらの規律の確保を目的として作成されたエネルギー憲章条約 (ECT: Energy Charter Treaty) がある。同条約は欧州主導で交渉が開始され、1994 年に署名開放、1998 年に発効した。エネルギー憲章条約は投資の規律を条約の 3 つの柱の 1 つとしている。エネルギー分野に限定されてはいるが、主要な投資ルールが盛り込まれている。日本は 1995 年に署名、2002 年に批准している。多くの旧ソ連圏各国が参加する中、ロシア (1994 年署名) は、暫定的適用の状態が継続していたが、2009 年 10 月 18 日に暫定的適用が終了した。同国の暫定的適用期間中

に ECT 加盟国の投資家が投資した投資財産については、当該適用終了の効力が生じた後 20 年間保護されることとなっている (45 条 3 項 (b))。詳細については、第 III 部第 8 章 エネルギーの項目を参照。

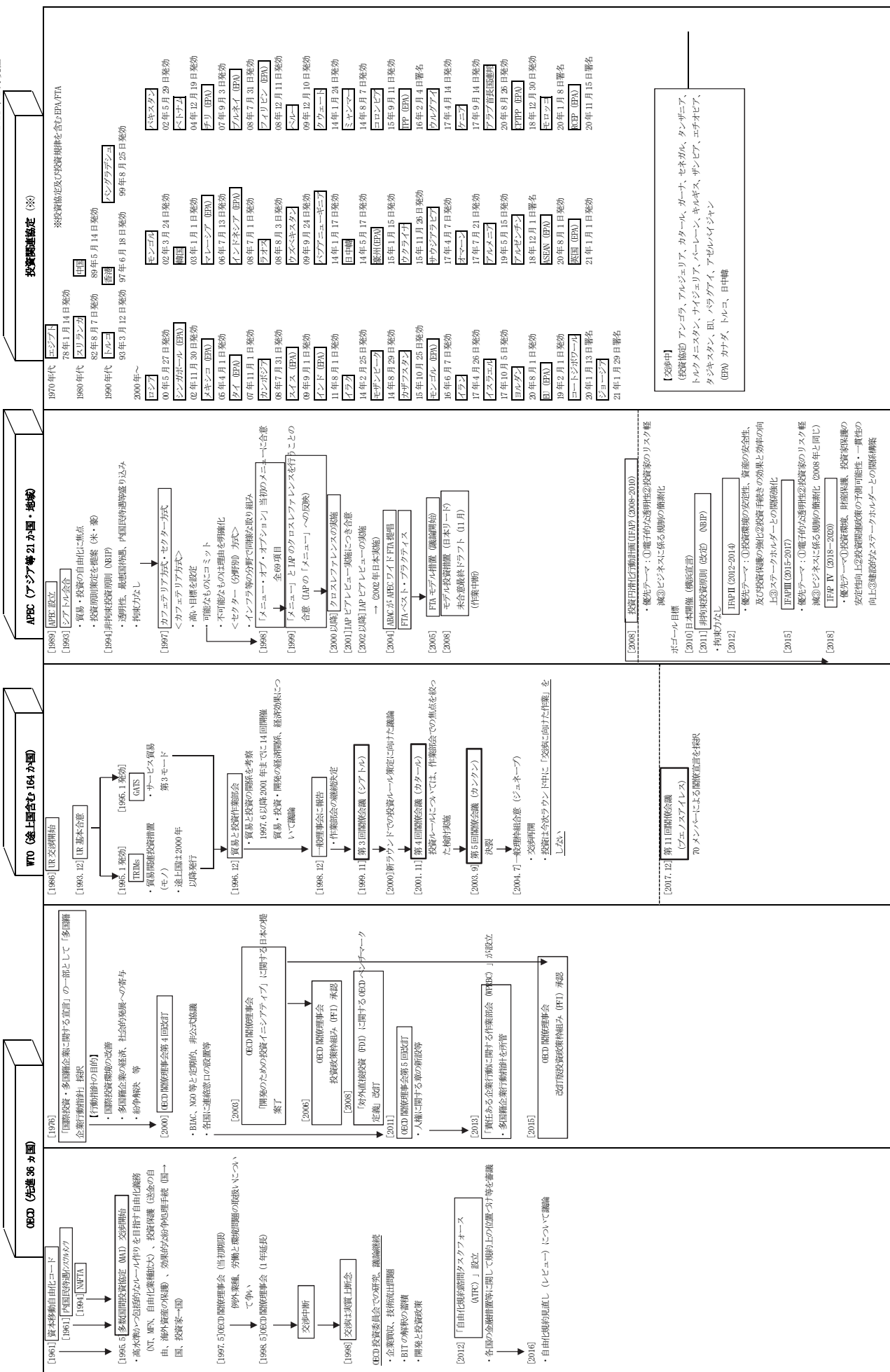
④ WTO における取組

WTO では 1996 年シンガポール閣僚会合で、貿易円滑化、政府調達透明性、競争とともに、投資分野を、新分野として WTO 体制の中に取り込むか否かについて検討することが決定された (いわゆる「シンガポール・イシュー」)。その後、OECD における MAI の議論の進捗をにらみつつ (前述の通り、1998 年に交渉決裂)、WTO において「貿易と投資」の交渉化に向けた議論が行われ、ドーハ開発アジェンダの開始を決定した 2001 年の第 4 回閣僚会議において、「貿易と投資」の交渉モダリティについて「明確なコンセンサスを 2002 年の第 5 回閣僚会議で得られれば交渉を開始する」旨が合意された。2002 年 4 月から貿易と投資作業部会 (投資ワーキンググループ) が開催され、ドーハ宣言に盛り込まれた要素 (例: 範囲と定義、透明性) 等について議論が行われたが、投資ルールを WTO に設けることに対する開発途上国の強い反対があった。結局、カンクンで行われた第 5 回閣僚会議では交渉化への合意は達成されず、ドーハ開発アジェンダの交渉項目に含まれないことになった。

なお、投資の「保護」又は「自由化」を主な目的とする従来の取組みとは異なる動きとして、2017 年より投資円滑化に関する議論が途上国を中心に広まり、ブエノスアイレスで行われた第 11 回閣僚会議 (MC11) において、有志の 70 の加盟国による閣僚宣言がとりまとめられた。この閣僚宣言では、① マルチでの議論の枠組みを支援すること、② 枠組みの中心目的は途上国・LDC の国際投資への参加促進であること、③ 2018 年早期に会合を行い、アウトリーチ活動や構造化された議論の進め方について議論を行うこと、等が決定された。MC11 での決定を受けて、2018 年に合計 8 回、2019 年に合計 11 回会合を開催し、投資を促進する上で必要な投資手続の合理化・迅速化等について議論が行われた。2019 年 11 月に上海にて開催された WTO 非公式閣僚会合で発出された閣僚声明には、有志の 98 の加盟国が参加し、第 12 回閣僚会議 (MC12) での具体的な成果を目指し作業を継続していくことが合意された。2020 年、非公式統合テキスト案に基づく正式交渉会合が 9 月から毎月開催され、引き続き MC12 での具体的な成果を目指した交渉を行っている。

＜図表 III-5-2＞投資関連の世界と日本の動向

2021年2月現在



(2) 法的規律の概要

①「保護型」の投資協定と「自由化型」の投資協定

従来、二国間投資協定は、投資受入国による違法な収用や法令の恣意的運用等のカントリーリスクから、投資受入国に進出した投資家やその投資財産を保護する目的で締結されてきた。これらは「保護型」の投資協定と呼ばれる伝統的な協定であり、その主要な要素は、投資後の、投資受入国における内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平な待遇、違法な収用の禁止、及び、送金の自由、並びに、締約国間の紛争解決手続、投資家と一方締約国（投資受入国）との間の紛争解決手続（いわゆる投資仲裁）等である。これに対し、投資後の保護のみでなく、外資規制等の投資の参入障壁についても投資協定で扱うべきであるとする考えが 1990 年代に生じ、投資前段階における内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止の規定も盛り込んだ投資協定が結ばれ始めた。NAFTA の投資章が代表的である。これらは「自由化型」の投資協定と呼ばれている。

②投資協定の主要要素

ここでは「自由化型」の投資協定の主要な規定を概説する。なお、投資協定の内容は協定ごとに様々であり、必ずしもあらゆる投資協定にこれらの要素すべてが含まれるわけではない。また、協定によってその内容や文言が異なること、また、投資仲裁判断の先例に法的拘束力がないこともあり、各主要要素につき、法的に確立した基準はない。（そのため、個別具体的な事案については、事案や協定の内容・文言が類似する過去の投資仲裁判断を参考にしつつ、事実関係を踏まえて分析・検討する必要があることに留意。）

(a) 投資財産及び投資家の定義

投資協定においては、通常その冒頭で、協定の適用（保護）対象となる「投資財産」及び「投資家」の定義が規定される。

「投資財産」については、「投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産」等のように、比較的広範に定義されることが多い。（なお、「間接」に「所有」されるというのは、「親会社—子会社—孫会社」の関係のように、資本関係が連続している場合の親会社と孫会社の

関係等を意味し、第三国を経由するか同一国内で資本関係を有するかを問わない。）「投資財産」には、例えば、投資受入国で設立された企業、支店、その他の法人、株式、出資、その他の形態の企業の持分、債権、社債、貸付金、法令や契約に基づく権利、知的財産権等が含まれ得る。

投資仲裁においては、申立人が侵害されたとする主張する財産が「投資財産」にあたるか、ということが争われることもある。例えば、イタリアの建設会社が、国との道路建設のコンセッション契約の国による解除によって損害を被ったとしてモロッコを訴えた事案で、仲裁廷は、ICSID条約上の「投資」該当性を判断するにあたり、①出資、②契約の期間、③取引上のリスクの負担、④受入国の経済発展への貢献の 4 つの要素を総合的に考慮する必要があるとした上で、当該契約は「投資財産」にあたるとした。（*Salini Construttori & Italstrade v. モロッコ*）なお、「投資財産」性を判断するにあたり、上記 4 つの基準の全部または一部に依拠していない仲裁判断も多く存在する。また、特に④受入国の経済発展への貢献は、その判断が困難であるため、基準から外すべきであるとの仲裁判断もある。（*Phoenix Action Ltd. v. チェコ*等）「投資家」については、一般的に「締約国の法令によりその国籍を有する自然人」又は「締約国の企業」と定義される。ただし、協定によっては、投資家（締約国の企業）が母国で「実質的な事業活動を行っていること」を条件とするもの、また、実質的な事業活動を行っていない投資家について、それが第三国企業に支配又は所有されている場合には、当該投資家について「協定上の利益を否認することができる」旨を規定されている（利益否認規定）。

(b) 内国民待遇 (NT) ・最恵国待遇 (MFN)

内国民待遇 (NT: National Treatment) は、同様の状況にある場合、相手国の「投資家」又はその「投資財産」に対して、自国の企業に与えている待遇より不利でない待遇を与えることを意味する。「自由化型」の投資協定では、一般に、「締約国は“投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享受、売却その他の処分”という一連の投資活動に関し、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える」と規定される。「保護型」の投資協定の場合は、投資が既に投資受入国に対して行われた後の

段階にのみ内国民待遇・最恵国待遇を付与するため、「設立、取得、拡張」の部分が除かれ、「投資財産の経営、管理…その他の処分について内国民待遇・最恵国待遇を付与する」と規定される。

実際の投資仲裁で問題となった論点として、外国投資家が内国民待遇を受け得る内国民と同様の状況にあるといえるのはどのような場合か、内国民を優遇する措置が差別的な意図でなされたことを考慮する必要があるか等がある。例えば、カナダ政府の環境保護名目の輸出禁止措置が内国民待遇義務違反にあたるとして、同国でPCB廃棄物に関する合弁事業を営んでいた米国企業がカナダに仲裁を申し立てた事案において、仲裁廷は、内国民と同じ経済・事業分野（Sector）に属する場合には「同様の状況」にあるとした上で、内国民待遇義務違反を認めた事例がある。（S. D. Mayers, Inc. v. カナダ）一方、医薬品の生産場所が国内か国外かによって適用される法規制が異なるために、「同様の状況」にないとした事例もある。（Apotex Holdings Inc. and Apotex inc. v. 米国。）

最恵国待遇（MFN: Most Favored Nation Treatment）は、締約国は、他方の締約国の「投資家」又はその「投資財産」に対して、同様の状況にある場合、最も有利な待遇が与えられている第三国の投資家又はその投資財産の待遇と同一の待遇を確保することを意味する。すなわち、「投資家」又は「投資財産」に関して、最も有利な待遇を与えられている第三国と同等の待遇を確保できる。なお、投資協定においては、EPA/FTA や関税同盟を通じて締約国が第三国に付与している待遇を除外することが規定されることもある。

実際の投資仲裁で問題となった論点として、他国との協定の規定が最恵国待遇により均てんされるか（規定を援用できるか）、「投資家」が最恵国待遇を受け得る第三国の投資家と「同様の状況」にあるといえるのはどのような場合か等がある。例えば、前者につき、投資受入国と第三国との間の投資協定において規定された権利や利益の均てんを主張した例として、次のようなものがある。マレーシア企業が、土地開発事業の認可取消しにより被った損害の賠償をチリに求めるにあたり、マレーシア・チリ投資協定上の最恵国待遇に基づき、デンマーク・チリ投資協定等の公正待遇義務等の保護基準の援用を求めた。仲裁廷は、これらの保護基準の援用は、マレ

ーシア・チリ投資協定の目的に適合しており、本協定が明示的に最恵国待遇義務の適用を排除している事項にも該当しないとして、援用を認めた。（MTD v. チリ）MTD事件は、投資協定の実体的事項の均てんに関する問題であるが、手続的事項の均てんに関する仲裁判断も少なくない。手続的事項の均てんの可否についても明確な基準は定まっておらず、2000年に、最恵国待遇は紛争解決規律にも適用されうるとの仲裁判断が示されたが（Meffezini v. スペイン）、それ以降、否定的な仲裁判断も出ている。

（c）一般的待遇（公正衡平待遇（FET）、十分な保護及び保障（FPS））

「投資財産」に対して「公正かつ衡平な待遇（FET: Fair and Equitable Treatment）」及び「十分な保護及び保障（FPS: Full Protection and Security）」を与える義務を定める。内国民待遇や最恵国待遇が他の投資家に対する待遇との関係で相対的に内容が決定されるのに対し、FETは絶対的に維持すべき待遇の水準を規定する。投資仲裁において主張される頻度が最も多い論点がこのFETであるところ、これまでの投資仲裁事例を踏まえると、FETの具体的内容として、投資家の合理的な期待の保護、恣意的・差別的・不透明な措置の禁止、適正手続を行う義務、裁判拒否の禁止等があげられる。

例えば、投資受入国が根拠なく事業許可の更新を拒絶した事例において、仲裁廷が、投資家は全ての規則・規制を事前に知ることができるように、投資受入国に対して透明かつ一貫した行動を期待するところ、それを害したとして、FET違反を認めたもの（Tecmed v. メキシコ）、投資受入国が財産支援を合理的な理由なく拒否した事例において、仲裁廷が、投資受入国の矛盾する不透明かつ不合理で差別的な対応はFET違反にあたることを認定したもの（Saluka v. チェコ）、投資家が投資受入国の裁判所に収用の補償を求めて提訴したところ、裁判手続が著しく遅延した事例において、仲裁廷がFET違反を認めたもの（Victor Pey Casado v. チリ）等がある。

（d）国が投資家との関係で引き受けた義務の遵守義務（アンブレラ条項）

投資家やその投資財産（例えば現地子会社）と投資受入国政府との間で契約（例えば、インフラプ

プロジェクトにおけるEPC 契約や資源開発に関するコンセッション) が締結される場合に、当該契約によって投資受入国が個別の投資家又はその現地子会社に対して負った義務を履行することを投資協定上の義務とする規定である(投資受入国が負う義務を包括的にカバーするという意味で、アンブレラ(傘)条項と呼ばれる)。これにより、上記のような契約上の義務等の違反が、同時に投資協定上の義務違反を構成することになるため、例えば契約違反の有無をめぐって投資家と投資受入国間で紛争が発生した場合には、契約で定められている紛争解決手続に加えて、投資協定上の紛争解決手続(投資家対国家の仲裁等)も利用可能となることが、投資家にとっての利点である。(契約で定められている権利義務の内容に変更はない。なお、現地子会社が投資受入国と締結した契約について、投資家が契約の当事者であることを理由に、アンブレラ条項の適用と否定した仲裁判断もあることに留意(CMS Gas Transmission Company v. アルゼンチン)。)

例えば、スイス法人がパラグアイとの間で締結した、パラグアイに輸入される物品の検査及び証明書の発行、パラグアイの税関職員の訓練やデータベース作成等のサービスを提供する契約につき、パラグアイによる支払がされなかった事例で、スイス法人は、スイス・パラグアイ投資協定のアンブレラ条項に基づき、契約違反を理由に投資仲裁を申し立てた事例がある。当該契約には投資受入国の裁判所で紛争を解決する条項が入っていたが、仲裁廷は、アンブレラ条項によって契約違反は投資協定違反を構成するため、契約上の不払に関する紛争も投資仲裁で争うことができるとした。(SGS v. パラグアイ)

(e) 特定措置の履行要求(パフォーマンス要求、PR)の禁止

締約国が、他方の締約国の投資家の投資及び事業活動の条件として、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の、投資家の自由な投資活動を妨げる特定措置の履行要求(パフォーマンス要求、PR: Performance Requirement)を行ってはならない旨を規定する。

WTO の TRIMs 協定では、輸出制限、ローカルコンテンツ要求(原材料や物品・サービスの現地調達)や輸出入均衡要求が「貿易歪曲効果の強い投資措置」として禁止されている。投資協定ではさらに、輸出

要求、国内販売制限要求、技術移転要求、役員国籍要求、自国民雇用要求、事業本部要求、研究開発要求、独占的供給要求、技術契約におけるロイヤルティに関する規制、特定技術使用要求等も禁止を規定することがある。

また、パフォーマンス要求は絶対禁止項目と、利益付与の条件としての要求であれば許容される項目の2種類に分けられる。

(f) 自由化義務の形式

自由化義務を確認する形式には、締約国が「約束表」に、例外として列挙した分野以外はすべて NT、MFN 及び PR 禁止の義務を認める方式(ネガティブリスト方式)と、「約束表」に記載した分野と内容のみ自由化義務を負う方式(ポジティブリスト方式)がある。

「保護型」の投資協定では投資後の段階を扱うため、約束表を付けないことが一般的である。「自由化型」の投資協定では、日本、米国、カナダ、シンガポール等の先進国は、透明性と法的安定性のより高いネガティブリスト方式を採り(NAFTA 投資章ほか)、途上国の一部は、外資規制の政策的余地を残す観点から、WTO・GATS と同様のポジティブリスト方式を指向することが多い(豪タイ FTA 投資章、印星 CECA 投資章印側約束表ほか)。

ネガティブリストの場合、2種類のリストを作成する。一つは、NT、MFN 及び PR 禁止の義務に適合しない措置(NCM: Non-Comforming Measure)を「維持」又は「採用」できる(留保できる)「現状維持義務(スタンドスティル)なし」(将来留保)のリストである。もう一つは、協定発効時に存在する NCM を「維持」できるが、これを協定に適合しない方向に改訂することや、新たな協定非適合措置を採用すること、一度措置を協定に適合する方向に緩和した場合に再度措置の強化ができないこと(ラチェット義務)を規定する「現状維持義務(ラチェットあり)」(現在留保)のリストである。

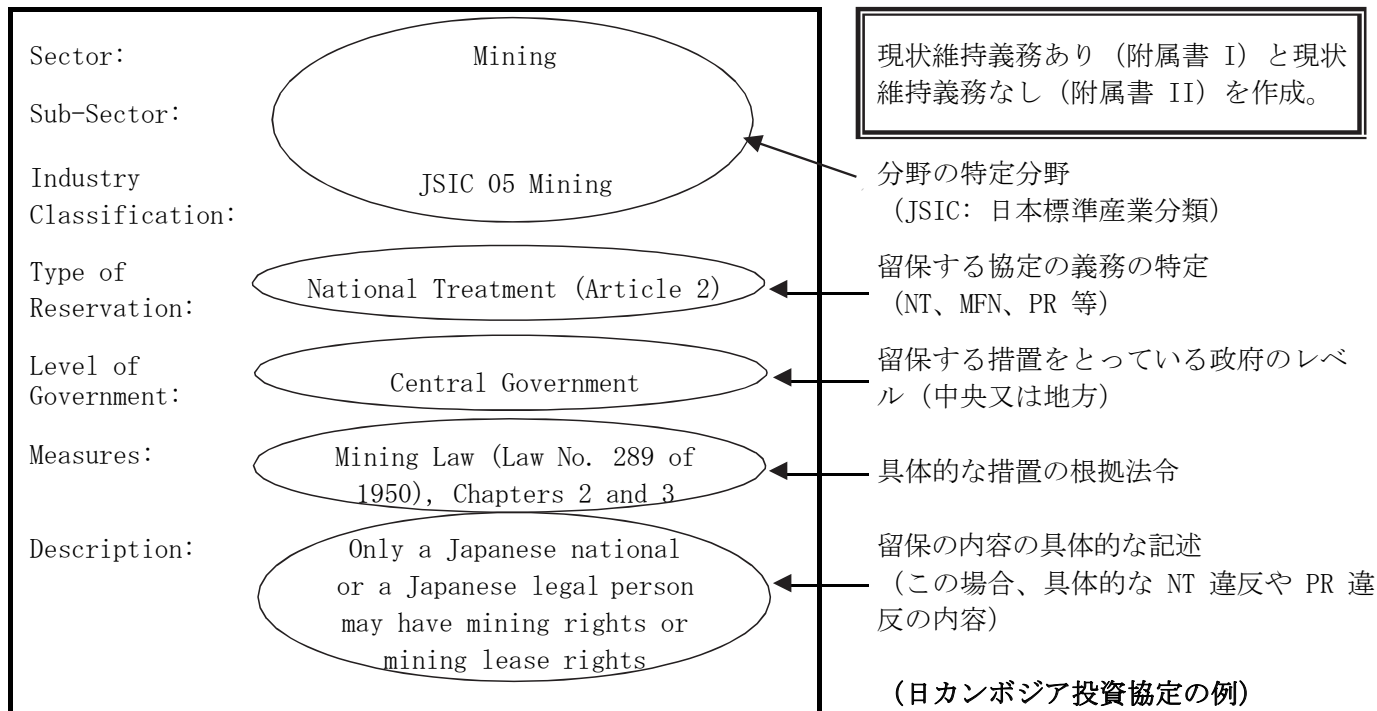
可能な限り多くの分野に現状維持義務をかけることにより、投資家が直面しうる法制度面でのリスク(国内制度が変更されるリスク)を軽減することができる。その一方で締約国は、武器産業や原子力産業等、国の安全保障にかかわるような特にセンシティブな分野については「現状維持義務なし」のリストに登録して将来的に必要な規制を行う余地を残しつ

つ、そうでないものは「現状維持義務・ラチェットあり」のリストに登録することによって、自国の外資政策に法的安定性を持たせている。

ネガティブリストには、図表 III-5-3 にあるよう

に、①分野（小分野）、②関連する義務、③措置の法的根拠、④概要が記載される。このリストを作成することは、投資受入国の法令の透明性確保にも資する。

<図表 III-5-3>ネガティブリストの例（現状維持義務ありの場合）



(g) 収用及び補償

収用とは、投資受入国が投資財産の所有権、又は、支配若しくは管理を投資家から永続的に奪う行為をいい、国有化を含む。投資家の投資財産を投資受入国が収用する場合、①公共目的であること、②無差別の措置であること、③迅速に補償が支払われること、④正当な法手続に則って行われること、⑤補償額は収用時の公正な市場価格とすることが条件として規定される。なお、収用は、国家による財産権の移転を伴う直接の収用のみでなく、収用と同等の措置によるもの（間接収用）を含みうる。間接収用とは、投資財産の財産権が締約国に移転することはないものの、投資財産が経済的に無価値になることにより、結果的に収用と同じ結果をもたらす措置を指す。例えば、締約国による恣意的な許認可の剥奪や生産数量の上限設定といった政策措置によって投資財産の利用や収益機会が阻害される場合があげられる。

投資仲裁では、地方自治体が上下水道業者に合理的な根拠なく免許の更新を拒絶したため、コンセッション契約を解除せざるを得ない状況に追い込まれ、事業が継続できなくなった事例で、政府当局の措置は「収用と同等の措置」に当たると認定して、総額 1 億 500 万米ドルの損害賠償を命じた判断がある（Vivendi Universal S.A. v. アルゼンチン）。

(h) 争乱からの保護

武力紛争、国内争乱、革命等によって投資財産が損害を被った場合に、損害賠償及びその他解決に関して、投資受入国投資家や第三国投資家に劣後しない待遇を保証するものである。

(i) 代位

投資財産に損害が生じた場合に発生する投資家の請求権に関し、締約国又はその指定する機関による代位等について定める規定である。例えば、自然災害や

現地企業の倒産等によって投資家が何らかの損害を被った場合、当該投資家は保険機関等から保険契約等に基づき支払いを受ける。この場合、投資家に支払いを行った当該保険機関等が、投資家が持っていた権利を代位して（引き継いで）行使できる旨を規定する。日本では、株式会社日本貿易保険や株式会社国際協力銀行が提供する保険及び保証契約に適用される。

(j) 資金の移転

他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての支払等が、遅滞なく自由に移転されることを確保するよう締約国に義務づける規定。この規定があることで、本国から投資受入国への送金や、投資受入国で上げた収益を本国に送金する際の自由を確保し、円滑な事業環境が保証されることになる。

(k) 国家間紛争処理 (SSDS : State-State Dispute Settlement)

協定の解釈又は適用について締約国間で争いが生じた場合、まずは締約国間で協議を行うが、協議によっても解決に至らなかった場合は、当該紛争は仲裁裁判所に付託することが可能となる。EPA/FTA においては、国家間の紛争処理規定は、通常、投資章でなく協定全体に係る章で規定される（詳細は「第 III 部第 9 章 国家間における紛争解決」にて後述）。

(l) 投資家対国家の紛争処理 (ISDS : Investor-State Dispute Settlement)

投資家と投資受入国との間で紛争が起こり、協議によっても解決されなかった場合、投資家が投資紛争を ICSID(投資紛争解決国際センター)や UNCITRAL (国際連合国際商取引法委員会) の仲裁規則に則った仲裁に付託できる旨を定める（詳細は「2. 投資を巡る紛争処理」にて後述）。

(m) 一般的例外及び安全保障例外

締約国は、例えば、公の秩序の維持、人・動物又は植物の生命又は健康の保護、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な場合には、協定に適合しない例外的な措置をとることができる旨規定される。仲裁においては、どのような措置がこの

ような例外措置に該当するか否か（例えば、経済危機の状況下における政府の措置は例外措置にあたるか否か）等が争いとなる。

(3) 日本の投資協定締結の現状 (EPA 投資章含む)

2021 年 2 月現在、日本では 32 の投資協定と投資規律を含む 16 の EPA が発効している（なお、別に 4 本の投資協定と 2 本の EPA が署名済み・未発効）。

(投資協定)

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| ① エジプト | : 1977 年 1 月署名
(1978 年 1 月発効) |
| ② スリランカ | : 1982 年 3 月署名
(1982 年 8 月発効) |
| ③ 中国 | : 1988 年 8 月署名
(1989 年 5 月発効) |
| ④ トルコ | : 1992 年 2 月署名
(1993 年 3 月発効) |
| ⑤ 香港 | : 1997 年 5 月署名
(1997 年 6 月発効) |
| ⑥ パキスタン | : 1998 年 3 月署名
(2002 年 5 月発効) |
| ⑦ バングラデシュ | : 1998 年 11 月署名
(1999 年 8 月発効) |
| ⑧ ロシア | : 1998 年 11 月署名
(2000 年 5 月発効) |
| ⑨ 韓国 | : 2002 年 3 月署名
(2003 年 1 月発効) |
| ⑩ ベトナム | : 2003 年 11 月署名
(2004 年 12 月発効) |
| ※2008 年 12 月に署名した日ベトナム EPA に組み込まれている。 | |
| ⑪ カンボジア | : 2007 年 6 月署名
(2008 年 7 月発効) |
| ⑫ ラオス | : 2008 年 1 月署名
(2008 年 8 月発効) |
| ⑬ ウズベキスタン | : 2008 年 8 月署名
(2009 年 9 月発効) |
| ⑭ ペルー | : 2008 年 11 月署名
(2009 年 12 月発効) |

※2011 年 5 月に署名した日ペルー EPA に組み込まれている。

(経済連携協定)

⑮ パプアニューギニア	: 2011年4月署名 (2014年1月発効)	① 日シンガポール EPA	: 2002年1月署名 (2002年11月発効)
⑯ コロンビア	: 2011年9月署名 (2015年9月発効)	② 日メキシコ EPA	: 2004年9月署名 (2005年4月発効)
⑰ クウェート	: 2012年3月署名 (2014年1月発効)	③ 日マレーシア EPA	: 2005年12月署名 (2006年7月発効)
⑱ 中国・韓国	: 2012年5月署名 (2014年5月発効)	④ 日フィリピン EPA	: 2006年9月署名 (2008年12月発効)
⑲ イラク	: 2012年6月署名 (2014年2月発効)	⑤ 日チリ EPA	: 2007年3月署名 (2007年9月発効)
⑳ サウジアラビア	: 2013年4月署名 (2017年4月発効)	⑥ 日タイ EPA	: 2007年4月署名 (2007年11月発効)
㉑ モザンビーク	: 2013年6月署名 (2014年8月発効)	⑦ 日ブルネイ EPA	: 2007年6月署名 (2008年7月発効)
㉒ ミャンマー	: 2013年12月署名 (2014年8月発効)	⑧ 日インドネシア EPA	: 2007年8月署名 (2008年7月発効)
㉓ カザフスタン	: 2014年10月署名 (2015年10月発効)	⑨ 日スイス EPA	: 2009年2月署名 (2009年9月発効)
㉔ ウルグアイ	: 2015年1月署名 (2017年4月発効)	⑩ 日インド EPA	: 2011年2月署名 (2011年8月発効)
㉕ ウクライナ	: 2015年2月署名 (2015年11月発効)	⑪ 日豪 EPA	: 2014年7月署名 (2015年1月発効)
㉖ オマーン	: 2015年6月署名 (2017年7月発効)	⑫ 日モンゴル EPA	: 2015年2月署名 (2016年6月発効)
㉗ イラン	: 2016年2月署名 (2017年4月発効)	⑬ CPTPP	: 2018年3月署名 (2018年12月発効)
㉘ ケニア	: 2016年8月署名 (2017年9月発効)	⑭ 日 EUEPA	: 2018年7月署名 (2019年2月発効)
㉙ イスラエル	: 2017年2月署名 (2017年10月発効)	⑮ 日 ASEAN 包括的経済連携協定 第一改正議定書	: 2019年2月署名 (2020年8月発効)
⑳ アルメニア	: 2018年2月署名 (2019年5月発効)	⑯ 日英 EPA	: 2020年10月署名 (2021年1月発効)
㉑ ヨルダン	: 2018年11月署名 (2020年8月発効)		
㉒ アラブ首長国連邦	: 2018年4月署名 (2020年8月発効)		
<署名済・未発効>			
・ アルゼンチン	: 2018年12月署名	・ TPP	: 2016年2月署名
・ モロッコ	: 2020年1月署名	・ RCEP	: 2020年11月署名
・ コートジボワール	: 2020年1月署名		
・ ジョージア	: 2021年1月署名		

<図表 III-5-4>日本の投資協定の要素 (注) 比較のために簡易に記載したものであり、正確な規定内容については条文を参照のこと

協定名称 (発効年月)		日エジプト 投資協定 (1978. 1)	日スリランカ 投資協定 (1982. 8)	日中投資協定 (1989. 5)	日トルコ 投資協定 (1993. 3)	日香港 投資協定 (1997. 6)	日バングラデ シュ投資協定 (1999. 8)
投資財産の定義		全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての投資財産 (国内法に従ってと の制限あり)	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての投資財産
内国民待遇 (NT)	参入段階	×	×	×	×	×	×
	参入後	○	○	△(公の秩序、国の 安全、国民経済の健 全な発展のために必 要な措置は法令に 従って差別可)	○	○	○
最惠国特 遇 (MFN)	参入段階	○(但し、 住宅事業はアラブ 諸国連盟例外)	○	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
パフォーマンス要求 (PR) の禁止		×	×	×	×	×	×
-	輸出規制	×	-	-	-	-	-
	原材料調達要求	-	-	-	-	-	-
	物品・サービス現地調達 要求	-	-	-	-	-	-
	輸出入均衡要求	-	-	-	-	-	-
	輸出要求	-	-	-	-	-	-
	国内販売制限	-	-	-	-	-	-
	役員国籍要求	-	-	-	-	-	-
	自国民雇用要求	-	-	-	-	-	-
	事業本部要求	-	-	-	-	-	-
	研究開発要求	-	-	-	-	-	-
	技術移転要求	-	-	-	-	-	-
	ロイヤルティ規制	-	-	-	-	-	-
	独占的供給要求	-	-	-	-	-	-
	特定技術使用/使用制限 要求	-	-	-	-	-	-
留保表の有無 (ネガティブリスト)		×	×	×	×	×	×
公正衡平待遇		△(不断の保護及 び保障を受ける規 定のみ)	△(不断の保護 及び保障を受け る規定のみ)	△(不断の保護及び 保障を受ける規定の み)	△(不断の保護 及び保障を受け る規定のみ)	○	△(不断の保護 及び保障を受け る規定のみ)
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)		×	×	×	×	○	×
収用と補償		○	○	△(損害補償の MFN のみ)	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	△(MFN のみ)	○	○	○
送金の自由		○	○	△(国内法令により 為替制限可能)	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	○	○	○	×	○
透明性(法令公表)		×	×	×	×	×	×
パブリックコメント努力義務		×	×	×	×	×	×
汚職防止努力義務		×	×	×	×	×	×
一般例外		×	×	△(NT のみ対象)	×	×	×
安全保障例外		×	×	△(NT のみ対象)	×	×	△(NT のみ対象)
紛争処理(国対投資家)		○	○	△(収用補償額にか かる事実のみ国際仲 裁への事前の付託合 意)	○	○	○
紛争処理(国対国)		○	○	○	○	○	○
合同委員会		×	×	△(簡素な規定)	×	×	×
備考		航空機登録・船舶 の取得は NT の例 外、不動産は相互 主義	航空機登録・船舶 の取得は NT の 例外あり、不動 産は相互主義		航空機登録・船舶 の取得、不動産の 取得、銀行の追加 的支店設置は NT の 例外	航空機登 録・船舶の 取得は NT の例外	航空機登録・船舶 の取得は NT の例外

注1 ●は他の章で規定されている要素

注2 パフォーマンス要求 (PR) の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す注

注3 署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称 (発効年月)		日ロシア投資協定 (2000. 5)	日モンゴル 投資協定 (2002. 3)	日パキスタン 投資協定 (2002. 5)	日シンガポール EPA (投資章) (2002. 11)	日韓投資協定 (2003. 1)	日ベトナム 投資協定 (2004. 12)
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民特 遇 (NT)	参入段階	×	×	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最恵国特 遇 (MFN)	参入段階	○	○	× (配慮する義務)	○ (FTA 例外あり)	○ (FTA 例外あり)	○ (FTA 例外あり)
	参入後	○ (旧ソ連例外あり)	○	× (配慮する義務)	○ (FTA 例外あり)	○ (FTA 例外あり)	○ (FTA 例外あり)
パフォーマンス要求 (PR) の禁止		△ (4) (参入後のみ)	△ (4) (参入後のみ) (TRIMs 準用)	×	○ (9)	○ (11)	○ (10)
-	輸出規制	○	○	-	×	×	×
	原材料調達要求	○	○	-	○	○	○
	物品・サービス現地調達要求	○	○	-	○	○	○
	輸出入均衡要求	○	○	-	○	○	○
	輸出要求	×	×	-	○	○	○
	国内販売制限	×	×	-	○	○	○
	役員国籍要求	×	×	-	×	○	○
	自国民雇用要求	×	×	-	×	○	×
	事業本部要求	×	×	-	○	○	○
	研究開発要求	×	×	-	○	○	○
	技術移転要求	×	×	-	○	○	○
	ロイヤルティ規制	×	×	-	×	×	×
	独占的供給要求	×	×	-	○	○	○
特定技術使用/使用制限要求	×	×	-	×	×	×	
留保表の有無 (ネガティブリスト)		×	×	×	○	○	○
公正衡平待遇		○	△ (不断の保護及び保障を受ける規定のみ)	△ (不断の保護及び保障を受ける規定のみ)	○	○	○
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)		○	×	×	×	×	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	○	○	●	○	○
透明性 (法令公表)		○	○	×	●	○	○
パブリックコメント努力義務		×	×	×	×	×	● (EPA)
汚職防止努力義務		×	×	×	×	×	×
一般例外		×	×	×	○	○	○
安全保障例外		△ (NT のみ対象)	×	×	●	○	○
紛争処理 (国対投資家)		○	○	○	○	○	○
紛争処理 (国対国)		△ (友好的協議のみ)	○	○	●	○	○
合同委員会		×	△ (簡素な規定)	×	○	○	○
備考		航空機登録・船舶の取得は NT の例外	航空機登録・船舶の取得は NT の例外	航空機登録・船舶取得は NT の例外			日ベトナム EPA に準用

注1 ●は他の章で規定されている要素
 注2 パフォーマンス要求 (PR) の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す注
 注3 署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称 (発効年月)		日メキシコ EPA (投資章) (2005.4)	日マレーシア EPA (投資章) (2006.7)	日チリ EPA (投資章) (2007.9)	日タイ EPA (投資章) (2007.11)	日カンボジア 投資協定 (2008.7)	日ブルネイ EPA (投資章) (2008.7)
投資財産の定義		限定列挙 (短期貸付・国 営企業向け貸付 等を除く)	全ての投資財産 (法令に基づく権利 は状況による、行政 判断や命令は除く)	全ての 投資財産	限定列挙 (直接投資、知 財、輸出入に係る 債権等)	全ての 投資財産	全ての 投資財産
内国民待 遇 (NT)	参入段階	○	○ (ポートフォリオ 投資を除く)	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最惠国待 遇 (MFN)	参入段階	○	○	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
パフォーマンス要求 (PR) の禁止		○ (8)	△ (TRIMs 準用)	○ (8)	△ (非サービス業のみ)	○ (11)	△ (TRIMs 準用)
-	輸出規制	×	○	×	×	×	○
	原材料調達要求	○	○	○	○	○	○
	物品・サービス現地調達 要求	○	○	○	○	○	○
	輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	輸出要求	○	×	○	○	○	×
	国内販売制限	○	×	○	×	○	×
	役員国籍要求	○	×	○	×	○	×
	自国民雇用要求	×	×	×	×	△ (留保)	×
	事業本部要求	×	×	×	×	○	×
	研究開発要求	×	×	×	×	○	×
	技術移転要求	○	×	○	×	○	×
	ロイヤルティ規制	×	×	×	×	×	×
	独占的供給要求	○	×	○	×	○	×
特定技術使用/使用制限 要求	×	×	×	×	×	×	
留保表の有無 (ネガティブリスト)		○	○	○	△ (ポジティブリスト)	○	○
公正衡平待遇		○	○	●	○	○	○
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)		×	×	×	×	○	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		●	○	×	●	○	×
透明性 (法令公表)		○	●	○	○	○	●
パブリックコメント努力義務		●	●	●	●	○	●
汚職防止努力義務		×	×	×	●	○	×
一般例外		●	●	●	●	○	●
安全保障例外		●	●	●	●	○	●
紛争処理 (国対投資家)		○	△ (NT・PR を除外)	○	△ (PR、参入段階 を除外)	○	△ (参入後のみ)
紛争処理 (国対国)		●	●	●	●	○	●
合同委員会		●	○	●	○	○	○
備考							

注1 ●は他の章で規定されている要素
 注2 パフォーマンス要求 (PR) の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す注
 注3 署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称 (発効年月)		日インドネシア EPA (投資章) (2000.7)	日ラオス 投資協定 (2008.8)	日フィリピン EPA (投資章) (2008.12)	日ウズベキスタン 投資協定 (2009.9)	日スイス EPA (投資章) (2009.9)	日ペルー 投資協定 (2009.12)
投資財産の定義		全ての 投資財産 (ポートフォリオ 投資には一定の制 限、第三国経由の 投資は除外の可能 性あり)	全ての 投資財産 (判断や命令 は除く)	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産 (一部の金融財 産は除外)
内国民待 遇 (NT)	参入段階	○	○	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最惠国待 遇 (MFN)	参入段階	○	○	○	○	○ (FTA 例外あ り)	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
パフォーマンス要求 (PR) の禁止		○ (9)	○ (11)	○ (11)	○ (12)	△ (TRIMs 準用)	○ (9)
-	輸出規制	×	×	×	○	○	×
	-原材料調達要求	○	△ (留保)	○	○	○	○
	-物品・サービス現地調達 要求	○	○	○	○	○	○
	-輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	-輸出要求	○	△ (留保)	○	○	×	○
	-国内販売制限	○	○	○	○	×	○
	-役員国籍要求	○	○	○	○	×	△ (留保)
	-自国民雇用要求	×	△ (留保)	○	○	×	×
	-事業本部要求	○	○	○	○	×	○
	-研究開発要求	○	○	○	○	×	×
	-技術移転要求	×	△ (留保)	○	○	×	○
	-ロイヤルティ規制	×	×	×	×	×	×
	-独占的供給要求	○	○	○	○	×	○
-特定技術使用/使用制限 要求	×	×	×	×	×	×	
留保表の有無 (ネガティブリスト)		○	○	○	○	○	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)		×	○	×	○	○	△ (前文に規定)
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		●	○	●	○	●	○
透明性 (法令公表)		●	○	●	○	●	○
パブリックコメント努力義務		●	×	●	○	×	● (EPA)
汚職防止努力義務		●	○	○	○	×	○
一般例外		●	○	○	○	○	○
安全保障例外		●	○	○	○	○	○
紛争処理 (国対投資家)		○	○	×	○	△ (参入段階は 同意必要)	○
紛争処理 (国対国)		●	○	●	○	●	○
合同委員会		○	○	○	○	●	○
備考							日ペルーEPA に 準用
注1 ●は他の章で規定されている要素 注2 パフォーマンス要求 (PR) の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す 注3 署名済みの協定は、国会が承認したものに限る							

協定名称 (発効年月)		日インド EPA (投資章) (2011. 8)	日バプア ニューギニア 投資協定 (2014. 1)	日クウェート 投資協定 (2014. 1)	日イラク 投資協定 (2014. 2)	日中韓投資協定 (2014. 5)	日ミャンマー 投資協定 (2014. 8)
投資財産の定義		全ての 投資財産 (総則章に規定)	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産
内国民待 遇 (NT)	参入段階	○	×	○	×	×	○
	参入後	○	○	○	○	△ (既存の非適合 措置を一括留保)	○
最恵国待 遇 (MFN)	参入段階	×	× (努力義務)	○	× (努力義務)	○ (FTA 例外あり)	○
	参入後	○	○	○	○	○ (FTA 例外あり)	○
パフォーマンス要求 (PR) の禁止		○ (9)	○ (11) (参入後のみ)	○ (12)	△ (5) (参入後のみ& 協議)	△ (TRIMs 準用に加 え、技術移転と輸 出の要求について 不当又は差別的な 措置を禁止)	○ (11)
	－輸出規制	○	○	○	×	○	○
	－原材料調達要求	○	○	○	○	○	○
	－物品・サービス現地調達 要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出要求	○	○	○	○	△ (不当又は差別的 措置を禁止)	○
	－国内販売制限	×	○	○	×	×	○
	－役員国籍要求	△ (留保)	×	○	×	×	○
	－自国民雇用要求	×	○	○	×	×	×
	－事業本部要求	×	○	○	×	×	○
	－研究開発要求	×	○	○	×	×	○
	－技術移転要求	△ (留保)	○	○	○	△ (不当又は差別的 措置を禁止)	○
	－ロイヤルティ規制	×	×	×	×	×	○
	－独占的供給要求	○	○	○	×	×	○
－特定技術使用/使用制限 要求	×	×	×	×	×	×	
留保表の有無 (ネガティブリスト)		○	×	○	×	×	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務 (アンプレラ条項)		○	○	○	△ (仲裁付託に は事前合意必 要)	○	○
取用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○ (承認手続期間 は約 1 か月とし、2 か月を超えてはな らない)	○
投資家の入国申請への配慮		×	○	○	○	○	○
透明性 (法令公表)		●	○	○	○	○	○
パブリックコメント努力義務		×	○	×	×	○	○
汚職防止努力義務		●	○	○	○	×	○
一般例外		●	×	○	×	×	○
安全保障例外		●	×	○	×	○	○
紛争処理 (国対投資家)		○	○	○	○	○	○
紛争処理 (国対国)		●	○	○	○	○	○
合同委員会		●	○	○	○	○	○
備考		総則章に安全保 障例外に関する 詳細規定あり	投資設立の条件 に関する法令適 用は、NT、MFN、 PR の手対象外		PR は完全禁止で はなく、事前協 議を条件に行う 余地あり	参入後の NT の既存 の非適合措置の範 囲について合同委 で討議すると規定	

注 1 ●は他の章で規定されている要素
 注 2 パフォーマンス要求 (PR) の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す注
 3 署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称 (発効年月)		日モザンビーク 投資協定 (2014. 8)	日豪 EPA (投資章) (2015. 1)	日コロンビア 投資協定 (2015. 9)	日サウジアラビ ア投資協定 (2017. 4)	日カザフスタン 投資協定 (2015. 10)	日ウルグアイ 投資協定 (2017. 4)
投資財産の定義		全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産 (公的債務は除外)	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産
内国民待 遇 (NT)	参入段階	○	○	○	×	×	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最惠国待 遇 (MFN)	参入段階	○	○	○	×	○ (FTA 例外あり)	○
	参入後	○	○	○	○ (FTA 例外あり)	○ (FTA 例外あり)	○
パフォーマンス要求 (PR) の禁 止		○ (11)	○	○ (9)	×	○ (11) (参入後のみ)	○ (8)
-	輸出規制	○	×	×	-	○	×
	原材料調達要求	○	○	○	-	○	○
	物品・サービス現地調達 要求	○	○	○	-	○	○
	輸出入均衡要求	○	○	○	-	○	○
	輸出要求	○	○	○	-	○	○
	国内販売制限	○	○	○	-	○	○
	役員国籍要求	○	○ (SMBD)	○	-	○	○ (SMBD)
	自国民雇用要求	×	×	×	-	○	×
	事業本部要求	○	×	○	-	○	×
	研究開発要求	○	×	×	-	○	×
	技術移転要求	○	○	○	-	○	○
	ロイヤルティ規制	○	×	×	-	×	×
	独占的供給要求	○	○	○	-	○	○
特定技術使用/使用制限 要求	×	×	×	-	×	×	
留保表の有無 (ネガティブリスト)		○	○	○	×	×	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)		○	×	△ (仲裁付託には 事前合意必要、 私契約の紛争解 決手続優先)	×	○	△ (書面での契約に ついて、権限の範 囲内で可能なすべ てのを行う)
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	×	○	○	○	○
透明性 (法令公表)		○	○	○	○	○	○
パブリックコメント努力義務		○	○	○	×	○	○
汚職防止努力義務		○	×	○	×	○	○
一般例外		○	○	○	×	×	○
安全保障例外		○	●	○	×	○	○
紛争処理 (国対投資家)		○	×	○	○	○	○
紛争処理 (国対国)		○	●	○	○	○	○
合同委員会		○	○	○	○	○	○
備考							(※PR の技術ラ イセンス契約へ の介入の禁止等 は発効後 3 年で 再協議)

注1 ●は他の章で規定されている要素

注2 パフォーマンス要求 (PR) の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す注

注3 署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称 (発効年月)		日ウクライナ 投資協定 (2015. 11)	日モンゴル EPA (投資章) (2016. 6)	日オマーン 投資協定 (2017. 7)	TPP (投資章) (2016. 2 署名)	日イラン 投資協定 (2017. 4)	日ケニア 投資協定 (2017. 9)	日イスラエル 投資協定 (2017. 10)
投資財産の定義		全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産 (公的債務、一 部の商業取引債 権は除外)
内国民待 遇 (NT)	参入段階	×	○	×	○	×	×	○
	参入後	○	○	○	○	○	○	○
最惠国待遇 (MFN)	参入段階	×	○	×	○	×	○ (FTA 例外あり)	○ (FTA 例外あり)
	参入後	○ (FTA 例外あり)	○	○ (FTA 例外あり)	○	○ (FTA 例外あり)	○ (FTA 例外あり)	○ (FTA 例外あり)
パフォーマンス要求 (PR) の禁止		○ (11)	○ (10)	×	○ (10)	○ (3) (参入後のみ)	○ (2) (参入後のみ)	○ (13)
-	輸出規制	○	○	-	×	○	×	○
	-原材料調達要求	○	○	-	○	×	×	○
	-物品・サービス現地調 達要求	○	○	-	○	×	×	○
	-輸出入均衡要求	○	○	-	○	○	○	○
	-輸出要求	○	○	-	○	○	○	○
	-国内販売制限	○	○	-	○	×	×	○
	-役員国籍要求	×	○	-	○ (SMBD)	×	×	○ (SMBD)
	-自国民雇用要求	○	○	-	×	×	×	○
	-事業本部要求	○	○	-	×	×	×	○
	-研究開発要求	○	×	-	×	×	×	○
	-技術移転要求	○	×	-	○	×	×	○
	-ロイヤルティ規制	×	○	-	○	×	×	○
	-独占的供給要求	○	○	-	○	×	×	○
	-特定技術使用/使用制 限要求	×	×	-	○	×	×	×
留保表の有無 (ネガティブリスト)		×	○	×	○	×	×	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)		○	○	△ (仲裁付 託には事前 合意必要)	△ (投資契約条項)	○	×	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及 び MFN		○	○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	●	○	●	×	○	×
透明性 (法令公表)		○	●	○	●	×	○	○
パブリックコメント努力義 務		○	●	×	●	×	×	×
汚職防止努力義務		○	●	○	●	×	×	×
一般例外		×	●	×	×	○	×	○
安全保障例外		○	●	○	●	○	○	○
紛争処理 (国対投資家)		○	○	○	○	○	○	○
紛争処理 (国対国)		○	●	○	●	○	○	○
合同委員会		○	○	○ (協議)	●	○	○ (協議)	○
備考								

注1 ●は他の章で規定されている要素

注2 パフォーマンス要求 (PR) の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す注

注3 署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称 (発効年月)		日アルメニア 投資協定 (2018. 2 署名)	日 UAE 投資協定 (2018. 4 署名)	日ヨルダン 投資協定 (2018. 11 署名)	日アルゼンチン 投資協定 (2018. 12 署名)	CPTPP (投資章) (2018. 12)	日 EUEPA (投資 自由化章) (2019. 2)
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産 (天然資源は除 外)	全ての投資財産 (公的債務、一 部の商業取引債 権は除外)	全ての投資財産	全ての投資財産	×
内国民待遇 (NT)	参入段階	×	×	×	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最惠国待遇 (MFN)	参入段階	○	○ (FTA 例外あり)	×	○ (FTA 例外あり)	○	○ (FTA 例外あり)
	参入後	○	○ (FTA 例外あり)	○	○ (FTA 例外あり)	○	○ (FTA 例外あり)
パフォーマンス要求 (PR) の 禁止		○ (13)	○ (11) (参入後のみ)	×	×	○ (10)	○ (13)
	－輸出規制	○	○	－	－	×	○
	－原材料調達要求	○	○	－	－	○	○
	－物品・サービス現地調達 要求	○	○	－	－	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	－	－	○	○
	－輸出要求	○	○	－	－	○	○
	－国内販売制限	○	○	－	－	○	○
	－役員国籍要求	○	×	－	－	○ (SMBD)	○ (SMBD)
	－自国民雇用要求	○	×	－	－	○	○
	－事業本部要求	○	○	－	－	○	○
	－研究開発要求	○	○	－	－	○	○
	－技術移転要求	○	○	－	－	○	○
	－ロイヤルティ規制	○	○	－	－	○	○
	－独占的供給要求	○	○	－	－	○	○
	－特定技術使用/使用制限 要求	×	×	－	－	○	×
	留保表の有無 (ネガティブリスト)	○	×	×	○	○	○
	公正衡平待遇	○	○	○	○	○	×
	約束の遵守義務 (アンブレラ条項)	△ (投資契約条項)	○	×	△ (投資契約条項)	△ (凍結条項)	×
	収用と補償	○	○	○	○	○	×
	争乱時の補償に関する NT 及び MFN	○	○	○	○	○	×
	送金の自由	○	○	○	○	○	×
	投資家の入国申請への配慮	○	○	○	○	●	×
	透明性 (法令公表)	○	○	○	○	●	●
	パブリックコメント努力義務	○	○	○	×	●	●
	汚職防止努力義務	○	○	○	○	●	×
	一般例外	○	×	○	○	×	○
	安全保障例外	○	○	○	○	●	●
	紛争処理 (国対投資家)	○	○	○	○	○	×
	紛争処理 (国対国)	○	○	○	○	●	●
	合同委員会	○	○	○	○	●	●
	備考				WTO の権利義務 を確保する規定 あり		

注1 ●は他の章で規定されている要素
注2 パフォーマンス要求 (PR) の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す注
注3 署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称 (発効年月)		AJCEP 議定書 (投資章) (2019.2 署名)	日モロッコ 投資協定 (2020.1 署名)	日コートジボワール 投資協定 (2020.1 署名)	日英EPA (投資自 由化章) (2020.10署名)	RCEP (投資章) (2020.11署名)	ジョージア 投資協定 (2021.1署名)
投資財産の定義		全ての 投資財産	全ての 投資財産 (公的債務、一部 の商業取引債権は 除外)	全ての 投資財産	×	全ての 投資財産 (公的債務、一部 の商業取引債権は除 外)	全ての 投資財産
内国民待遇 (LN)	参入段階	○	×	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最惠国待遇 (MFN)	参入段階	×	×	○	○ (FTA 例外あり)	○ (カンボジア、ラオ ス、ミャンマー及び ベトナムは適用除 外)	○ (FTA 例外あり)
	参入後	×	○ (FTA 例外あり)	○	○ (FTA 例外あり)	○ (カンボジア、ラオ ス、ミャンマー及び ベトナムは適用除 外)	○ (FTA 例外あり)
パフォーマンス要求 (PR) の禁 止		○ (6)	○ (4) (ISDS 対象外)	○ (13)	○ (13)	○ (9)	○ (11)
-	輸出規制	×	○	○	○	×	○
	原材料調達要求	○	○	○	○	○	○
	物品・サービス現地調達 要求	○	○	○	○	○	○
	輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	輸出要求	○	×	○	○	○	○
	国内販売制限	○	×	○	○	○	○
	役員国籍要求	○ (SMBD)	×	○	○ (SMBD)	○ (SMBD)	○
	自国民雇用要求	×	×	○	○	×	○
	事業本部要求	×	×	○	○	×	○
	研究開発要求	×	×	○	○	×	×
	技術移転要求	×	×	○	○	○(カンボジア、ラ オス、ミャンマーは 適用除外)	×
	ロイヤリティ規制	×	×	○	○	○(カンボジア、ラ オス、ミャンマーは 適用除外)	○
	独占的供給要求	×	×	○	○	○	○
	特定技術使用/使用制限 要求	×	×	×	×	×	×
留保表の有無 (ネガティブリスト)	○ (ワークプログラム)	×	×	○	○	○	
公正衡平待遇	○	○	○	×	○	○	
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)	×	×	△ (投資契約条項)	×	×	×	
収用と補償	○	○	○	×	○	○	
争乱時の補償に関する NT 及び MFN	○	○	○	×	○	○	
送金の自由	○	○	○	×	○	○	
投資家の入国申請への配慮	×	○	○	×	○	○	
透明性 (法令公表)	×	×	○	●	●	○	
パブリックコメント努力義務	○	×	×	●	●	○	
汚職防止努力義務	×	○	○	×	●	○	
一般例外	○	○	○	○	●	○	
安全保障例外	○	○	○	○	●	○	
紛争処理 (国対投資家)	○	○	○	×	協定が効力を生じる日の 後 2 年以内に討議	○ (参入段階は対象外)	
紛争処理 (国対国)	×	○	○	●	●	○	
合同委員会	○	×	○	●	○	○	
備考					投資保護及び国対投資家 の紛争処理の規定に関す る見直し条項あり		

注 1 ●は他の章で規定されている要素

注 2 パフォーマンス要求 (PR) の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す

注 3 署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

2. 投資を巡る紛争処理

(1) ルールの背景

投資関連協定（EPA/FTA 投資章や投資協定）では、協定の適用・解釈を巡り争いが生じた場合、一方の当事国が他方の当事国を相手取り、仲裁やその他の紛争解決手続に判断を求めうることを規定している。しかし、利用されることは極めて稀である。

一方、大多数の投資関連協定は、「投資家対国家」の紛争解決手続（ISDS）を設けている。これは、投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との紛争を仲裁に付託することを認めるものである。仲裁廷は、投資受入国の協定違反を認定した場合には、投資受入国に対し、投資家への金銭等による賠償を命じることができる。ISDSが存在しなければ、通常、投資家は投資受入国との紛争を当該投資受入国の国内裁判所に提起する以外の法的紛争処理手段がなく、外国企業であるが故に不利な判断を被る可能性や、司法制度が未発達なために公正な審理を受けられない可能性がある。

通常、仲裁付託には当事者間の合意（投資受入国の同意）が必要であり、紛争が起きてから国家が仲裁付託を認めることは想定しがたい。そこで、多くの投資関連協定の ISDS 条項は、仲裁付託への包括的な同意を締約国が予め与えることによって、実際に紛争が起きた際に相手国政府の仲裁付託同意を個別に取り付けることなく、投資家が一方的に仲裁へ付託できることになる。このように、投資家が国際仲裁という手段によって公平な審理を受ける機会を確保することによって、外国投資に起因するリスクを低減させる役割を果たしている。

(2) 規律の概要

①投資関連協定における ISDS の概要

投資関連協定における ISDS の手続は協定によって様々であるが、概ね以下のプロセスを踏むよう規定されている。

(i) 対象となる投資紛争

締約国が収用補償義務や公正衡平待遇義務等の協

定義務に違反し、これにより投資家が損害を被った場合、当該紛争は ISDS の対象となる。投資協定の中には、対象となる紛争を「投資家と締約国の間で生ずるあらゆる投資に関する意見の相違」と広く規定するもの、あるいは逆に「収用が起きた場合の補償額」のみ紛争処理対象として限定するものもある。

(ii) 投資家と相手国政府（紛争当事国）による協議

紛争発生後、すぐに仲裁に紛争が付託されるのではなく、通常は3ヵ月から6ヵ月程度の協議期間が設定される。

(iii) 仲裁付託

協議によって解決しない場合、投資家は仲裁へ付託できる旨規定されるのが一般的である。協定がない場合、投資紛争の仲裁付託には個別に紛争当事国の同意が必要であるが、多くの協定ではこの仲裁付託への同意を予め協定において付与している（事前の一括同意）。投資家は、ICSID（投資家本国と紛争当事国の双方がICSID加盟国の場合）、ICSID Additional Facility Rule（投資家本国又は紛争当事国のどちらかのみがICSID加盟国である場合）、UNCITRAL 仲裁規則に則った仲裁の内いずれかを選択できるように規定されていることが多い。これに、ICC 仲裁規則や SCC 仲裁規則

（＜図表Ⅲ-5-5＞「主な仲裁機関・仲裁ルールの概要」参照）等を加える場合もある。また、仲裁付託にあたっては、同一の紛争を国内裁判所に訴えていないことが条件となることが一般的である。同様に、仲裁付託後に同一案件を国内裁判所に訴えることは通常できない。

(iv) 仲裁人の選任・仲裁廷の設置

仲裁機関やルールの選定後、仲裁人の選任（多くの場合、3人の仲裁人により仲裁が行われる。3名の選任方法は、紛争当事者である投資受入国及び投資家がそれぞれ1名ずつを選び、3番目の仲裁長は原則として両者の合意により選定される。）を経て仲裁廷が設置される。ここからは投資家が選択したそれぞれの仲裁手続に則って仲裁が進められるが仲裁の経過・結果等を示す書類の紛争当事者となっていない締約国への送達や、複数の請求の併合等、必要な修正が協定で加えられて

いることがある。

(v) 仲裁管轄権の判断

仲裁廷設置後、付託された投資紛争について仲裁廷が判断する管轄権があるかどうかがまず判断される。管轄権の有無は、(i) で述べた対象となる投資紛争の定義とも関連して、大きな争点となることがある。

(vi) 本案の判断

仲裁廷に管轄権があると判断された場合、いよいよ実際の協定義務違反の有無の本案について判断される。

(vii) 賠償額の判断

協定義務違反が認められた場合、金銭賠償の額についても判断される。

(viii) 仲裁判断の取消

ICSID 仲裁の場合、一方の当事者が特別委員会に仲裁判断の取消等を申し立てることができる (ICSID 条約第 51 条、第 52 条にて規定。) また、ICSID 以外での仲裁判断については、仲裁地の裁判所がその国の法令にもとづき仲裁判断を取り消すことがある。なお、一般に、仲裁は、仲裁人の選任等の手続に双方が関与した上で、その結論を受け入れることにより迅速に事案を処理することを目的としているため、上訴の仕組みは

ない。ただし、EU が近年締結した投資協定では上訴制度の導入が増えている。

(ix) 仲裁判断の執行

仲裁判断は最終的で、かつ当事者に対する拘束力を持つ。仲裁判断は、投資協定上、被申立国には遵守義務があるが、これに加えて、ICSID 条約にも仲裁判断の執行についての規定が置かれている (ICSID 条約第 53～55 条)。ICSID 条約以外の仲裁手続に基づく場合は、各国国内法に基づく承認執行が可能である他、外国仲裁の承認執行に関するニューヨーク条約に従い執行されることも可能である。投資協定仲裁の仲裁判断はほとんどが自発的に履行されている。

(x) 仲裁手続の透明性

投資協定仲裁は公益を扱うものであるため、その手続は透明化される傾向にある。仲裁廷に提出される文書の公開等について協定中に明記される例が増えているほか、2013 年には UNCITRAL 透明性規則が採択され、2014 年 4 月以降に署名された投資協定に基づいて UNCITRAL 仲裁規則による仲裁がなされる場合には、仲裁手続に関する大幅な情報公開が導入されることとなった。ICSID 条約に基づく仲裁の場合も、2006 年の ICSID 仲裁規則改正により、一定の情報公開がなされるようになってきている。

<図表 III - 5 - 5> 主な仲裁機関・仲裁ルールの概要

	ICSID 条約・仲裁規則	ICSID 追加的的制度規則
仲裁機関・仲裁規則等	<ul style="list-style-type: none"> 投資紛争解決国際センター (International Centre for Settlement of Investment Disputes : ICSID) は世界銀行グループの国際機関である常設の仲裁機関。所在地は米国 (ワシントン D.C.)。 ICSID 条約は 1966 年発効。2019 年末時点で署名 163 か国、発効 154 か国。 ICSID 条約に仲裁に関する規定があり、「仲裁規則 (Arbitration Rules)」においてさらに詳細に規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ICSID 追加的的制度規則 (Additional Facility Rules) は、1978 年に制定された、理事会が ICSID 事務局に対して、非締約国を一方の当事者とする等、ICSID 条約が対象とする以外の紛争処理手続を管理する権限を付与するための規則 ICSID 追加的的制度規則には 3 つの付則があり、非締約国と締約国との間の投資紛争に関する仲裁は「付則 C」で規定。
対象事案 (特段の限定がある場合に記載)	<ul style="list-style-type: none"> 締約国の国民と他の締約国との間の投資を巡る紛争 (条約 1 条 2 項、25 条 1 項) 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の一方が非締約国又は非締約国民の投資紛争 (規則 2 条 (a))

	ICSID 条約・仲裁規則	ICSID 追加的的制度規則
仲裁手続の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人による仲裁機関への書面による申立てにより仲裁手続が開始する (条約 36 条 1 項) ・仲裁機関が、仲裁申立てに含まれる情報から、明らかに ICSID の管轄外と判断しない限り、仲裁申立てが登録され、当事者に通知される (条約 36 条 3 項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人による仲裁機関への書面による申立てにより仲裁手続が開始する (付則 C 2 条) ・仲裁機関が、仲裁申立てが要件に合致していることを確認した後、可及的速やかに登録が行われ、当事者に登録の通知が行われる (付則 C 4 条)
仲裁人の選定	<p>< 仲裁人の数 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は仲裁人の数を 1 名又は奇数名と合意することができ、当事者の合意がない場合には 3 名となる (条約 37 条 2 項(a) (b)) <p>< 仲裁廷が 3 名で構成される場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各当事者が 1 名ずつ仲裁人を選任し、第三仲裁人は当事者の合意で選任される (条約 37 条 2 項(b)) <p>※選任方法の詳細は規則 3 条を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から 90 日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が仲裁人名簿から当事者と異なる国籍を有する者を選任する (条約 38 条、40 条1 項) <p>< 単独仲裁人の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から 90 日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を指名しない場合、仲裁機関が仲裁人名簿から当事者と異なる国籍を有する者を選任する (条約 38 条、40 条1 項) <p>< 仲裁人の国籍等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷の過半数は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない (当事者の合意によって仲裁人が選任される場合を除く) (条約 39 条)。すなわち、標準の 3 名仲裁廷の場合、仲裁人はいずれの紛争当事者とも異なる国籍を持つ者のみから構成される。 	<p>< 仲裁人の数 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は仲裁人の数を 1 名又は奇数名と合意することができ、当事者の合意がない場合には 3 名となる (付則 C 6 条 1 項) <p>< 仲裁廷が 3 名で構成される場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各当事者が 1 名ずつ仲裁人を選任し、第三仲裁人は当事者の合意で選任する (付則 C 6 条 1 項) <p>※選任方法の詳細は付則 C 9 条を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から 90 日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が選任し、その仲裁人は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない (付則 C 6 条 4 項、7 条 2 項) <p>< 単独仲裁人の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から 90 日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が選任し、その仲裁人は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない (付則 C 6 条 4 項、7 条 2 項) <p>< 仲裁人の国籍等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷の過半数は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない (仲裁人が当事者の合意によって選任される場合を除く) (付則 C 7 条 1 項)。すなわち、標準の 3 名仲裁廷の場合、仲裁人はいずれの紛争当事者とも異なる国籍を持つ者のみから構成される。
仲裁手続	<p>< 仲裁地等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁手続は当事者の別段の合意のない限り ICSID で行われる (条約 62 条、63 条、規則 13 条 3 項) <p>< 適用法規等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、当事者の合意がない場合には当事者である国の国内法規及び適用されうる国際法にしたがって判断する (条約 42 条 1 項) 	<p>< 仲裁地等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁地 (place of arbitration) は当事者と協議の上で仲裁廷が決定 (付則 C 20 条 1 項) ・仲裁手続は外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (ニューヨーク条約) の加盟国において執り行わなければならない (付則 C 19 条)。 <p>< 適用法規等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、当事者の合意がない場合には当事者である国の国内法規及び適用されうる国際法にしたがって判断する (付則 C 54 条 1 項)

	ICSID 条約・仲裁規則	ICSID 追加的的制度規則
	<p><仲裁手続に使用する言語></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は合意により 1 つ又は 2 つの仲裁手続に使用する言語を定めることができ (ICSID における公用語 (英語・フランス語・スペイン語) 以外の場合には仲裁機関の承認が必要)、当事者の合意がない場合、各当事者は ICSID の公用語から 1 つを選択することができる (規則 22 条 1 項)。 ・2 つの言語が選択された場合、書面はいずれの言語でも提出できる。・審理手続でいずれかの言語が使用される場合、仲裁廷の要求に応じて翻訳しなければならない。 <p><暫定的な保全措置の可否></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる (規則 39 条) <p><審理手続の公開の可否></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷はその判断によって審理手続を公開することができる (規則 32 条 2 項) 	<p><仲裁手続に使用する言語></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は合意により 1 つ又は 2 つの仲裁手続に使用する言語を定めることができ (ICSID における公用語 (英語・フランス語・スペイン語) 以外の場合には仲裁機関の承認が必要)、当事者の合意がない場合、各当事者は ICSID の公用語から 1 つを選択することができる (付則 C 30 条 1 項)。 <p><暫定的な保全措置の可否></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる (付則 C 46 条) <p><審理手続の公開の可否></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷はその判断によって審理手続を公開することができる (付則 C 39 条 2 項)
仲裁判断	<p><仲裁判断の決定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数決により決定する (条約 48 条 1 項) <p><仲裁判断の終局性及び拘束性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁判断は当事者を拘束する (条約 53 条 1 項) ・当事者は条約が定める仲裁判断取消の請求が可能であり、上訴及び条約が定める以外の救済手続を利用することはできない (条約 52 条、53 条 1 項) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は、条約に基づく仲裁判断の執行を認めなければならない (条約 53 条 1 項) 	<p><仲裁判断の決定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数決により決定する (付則 C 24 条 1 項) <p><仲裁判断の終局性及び拘束性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する (付則 C 52 条 4 項)

	UNCITRAL 仲裁規則	SCC 仲裁規則
仲裁機関・仲裁規則等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合国際商取引法委員会 (United Nations Commission on International Trade Law : UNCITRAL) は、1966 年の国連決議によって設立。所在地はオーストリア (ウィーン)。 ・UNCITRAL は仲裁機関ではない (仲裁規則を採択しているのみ)。 ・UNCITRAL 仲裁規則は 1976 年に採択。 ・最新版は 2013 年に改訂された。 ・2013 年に投資協定仲裁透明性規則を採択 (2014 年発効)。2014 年 4 月以降に署名された条約に基づき UNCITRAL 仲裁規則が適用される場合、別段の合意がなければ透明性規則も適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム商業会議所仲裁協会 (The Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce : SCC Institute) は、同商業会議所附属機関として 1917 年に設立。 ・最新の規則 (Arbitration Rules of the Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce) は 2017 年 1 月 1 日より発効した規則。
対象事案	-	-
仲裁手続の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人が被申立人に対して書面による仲裁申立てを行い、被申立人が仲裁申立てを受領した日に仲裁手続が開始する (3 条 1 項、2 項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受領した日に仲裁が開始する (6 条及び 8 条)
仲裁人の選定	<p>< 仲裁人の数 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者間で仲裁人の数に関する合意がない場合には、被申立人による仲裁申立ての受領から 30 日以内に単独仲裁人による仲裁を行うことを合意しない限り、仲裁人の数は 3 名とする (7 条) <p>< 選任機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者間で選任機関 (appointing authority) に関する合意がない限り、当事者は選任機関となる機関等を提案することができ、合意できない場合には、一方当事者は常設仲裁裁判所 (PCA) の事務局長を選任機関とすることを要求できる (6 条 1 項、2 項) <p>※UNCITRAL は仲裁機関ではなく、仲裁人を選任する機関を指名する必要がある</p> <p>< 仲裁廷が 3 名で構成される場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各当事者が 1 名ずつ仲裁人を選任し、当事者が選任した仲裁人が第三仲裁人を選任する (9 条 1 項) ・一方当事者からの仲裁人選任の通知を受領した日から 30 日以内に他方当事者が選任した仲裁人を通知しない場合、既に仲裁人を選任した当事者は選任機関に 2 人目の仲裁人の選任を求めることができる (9 条 2 項) ・当事者が選任した 2 人の仲裁人が選任された日から 30 日以内に第三仲裁人についての合意ができない場合、単独仲裁人を選任するときと同様の方法 (8 条 2 項参照) で選任機関によって選任される (9 条 3 項) <p>< 単独仲裁人の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての当事者が単独仲裁人とすることに関する提案を受領した日から 30 日以内に単独仲裁人について合意できないときには、選任機関が単独 	<p>< 仲裁人の数 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、原則として、仲裁廷は 3 名で構成されるが、事案の複雑性、係争額、その他の状況を考慮して、仲裁機関が単独仲裁人とする決定を行うことができる (16 条) <p>< 単独仲裁人の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・両当事者は 10 日以内に共同で仲裁人を指名することとし、合意に至らない場合には、仲裁機関が選任する (17 条 3 項) <p>< 仲裁廷が 3 名で構成される場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各当事者が 1 名ずつ選任し、第三仲裁人を仲裁機関が選任する。当事者が指定された期間内に仲裁人を選任しない場合には仲裁機関が選任する (17 条 4 項)

	UNCITRAL 仲裁規則	SCC 仲裁規則
	<p>仲裁人を選任する (8 条 1 項)</p> <p>※選任機関による選任方法の詳細は第 8 条 2 項を参照</p> <p>< 仲裁人の国籍等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・選任機関は、独立かつ不偏の仲裁人の選任が確保されるように考慮するとともに、当事者と異なる国籍を有する仲裁人を選任することの妥当性を考慮しなければならない (6 条 7 項) 	<p>< 仲裁人の国籍等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の国籍が異なる場合、当事者による合意があるか、仲裁機関によって適当とみなされない限り、単独仲裁人と第三仲裁人は当事者の国籍と異なる国籍を有する者とする (17 条 6 項)
仲裁手続	<p>< 仲裁地等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する (18 条 1 項) ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる (18 条 2 項) ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる (18 条 2 項) <p>※仲裁地は法的概念であり、審理手続等の仲裁手続を実際に開催する場所は仲裁地と必ずしも一致しなくてもよい</p> <p>< 適用法規等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、そのような合意がない場合には適当と判断する法規を適用する (第 35 条 1 項) ・仲裁廷は、契約条項及び取引慣行を考慮しなければならない (35 条 3 項)。 <p>< 仲裁手続に使用する言語 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する (19 条 1 項) <p>< 暫定的な保全措置の可否 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる (26 条 1 項) <p>< 審理手続の公開の可否 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審理手続は原則非公開 (28 条 3 項) 	<p>< 仲裁地等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、仲裁機関が決定 (20 条 1 項) ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる (25 条 2 項) ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる (25 条 2 項) <p>※仲裁地に関しては UNCITRAL 仲裁規則の欄における説明を参照。</p> <p>< 適用法規等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、そのような合意がない場合には最も適当と考える法規を適用する (27 条 1 項) <p>< 仲裁手続で使用する言語 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する (仲裁廷は、決定の際には関連するすべての事情を考慮し、当事者がコメントする機会を与える) (26 条 1 項) <p>< 暫定的な保全措置の可否 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる (37 条) <p>< 審理手続の公開の可否 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審理手続は原則非公開とする (32 条 3 項) <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急仲裁人の制度あり (Appendix II) <p>※緊急仲裁人に関しては ICC における説明参照</p>
仲裁判断	<p>< 仲裁判断の決定方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数決により決定する (33 条 1 項) <p>※手続に関する問題については、多数を得られない場合、又は、仲裁廷が権限を与えた場合、第三仲裁人が単独で決定することができる (33 条 2 項)</p>	<p>< 仲裁判断の決定方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する (41 条 1 項)

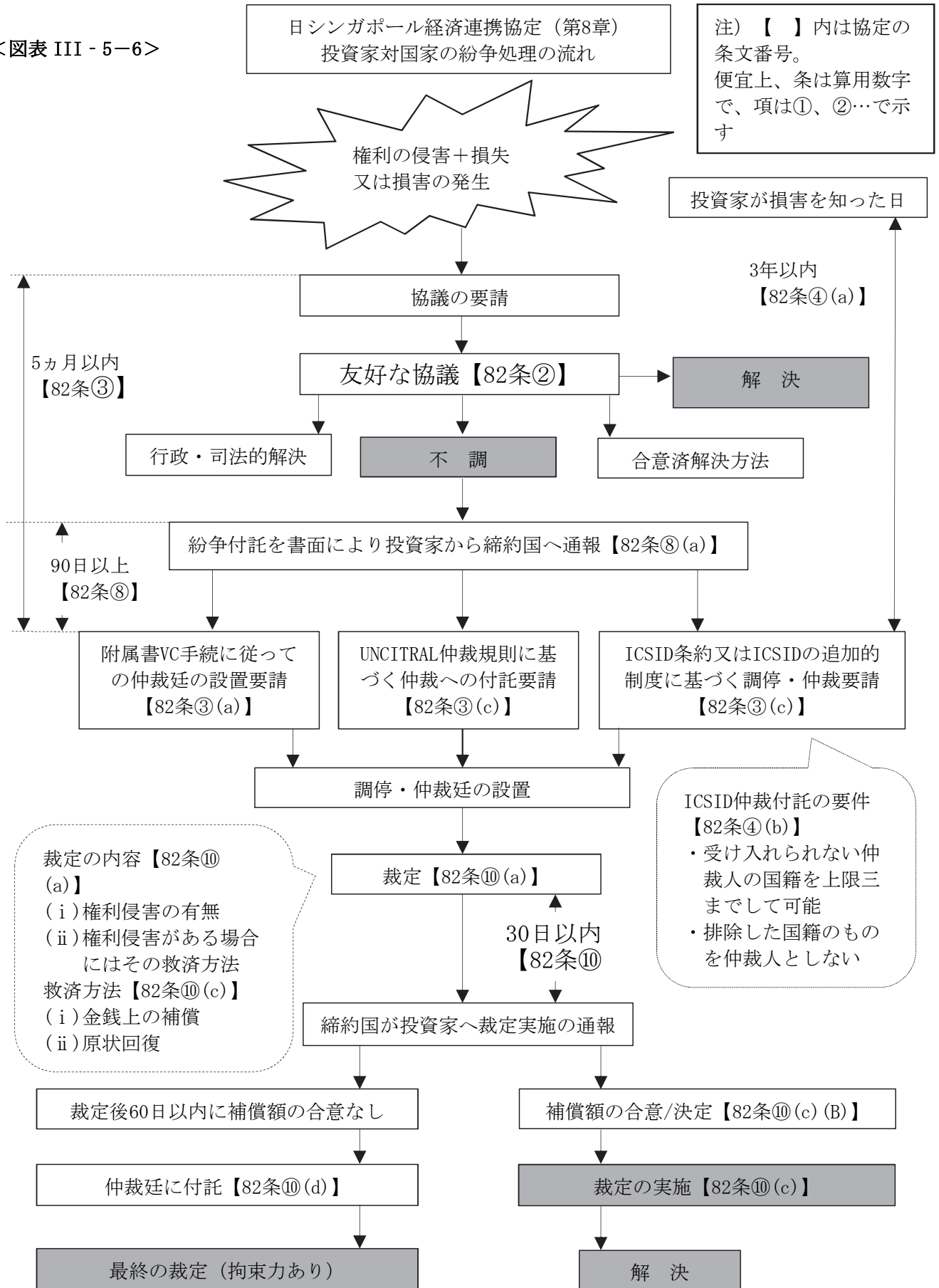
	UNCITRAL 仲裁規則	SCC 仲裁規則
	<p>< 仲裁判断の終局性及び拘束性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する (34 条 2 項) 	<p>< 仲裁判断の終局性及び拘束性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する (46 条) <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲裁廷は、仲裁廷が選任され、仲裁費用に関する前受金が支払われた日から 6 ヶ月以内に仲裁判断を下さなければならない (延長が認められる場合がある) (43 条、22 条)

②日本が締結している EPA 投資章における投資家対国家の紛争解決規定

日本が締結している多くの EPA は、投資章における紛争解決手続として、①まずは紛争当事者が解決に向けた協議を行い、②協議により問題が解決しない場合は仲裁手続に案件を付託し、③仲裁判断に基づき、被申立国は金銭賠償（又は補償）を行う、との共通したプロセスを規定している。このようなプロセスは他国において結ばれている地域貿易協定とも共通するものであるが、個別具体的な規定ぶりは様々である。

以下では、「日シンガポール EPA」（図表 III-5-6）、「日メキシコ EPA」（図表 III-5-7）、「日マレーシア EPA」（図表 III-5-8）、及び、参考として NAFTA 投資章（NAFTA は 2020 年 7 月 1 日をもって失効し、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が発効しているが、失効以前に開始した投資に関する紛争に関しては、失効後3年以内は当該手続を利用することが可能）の紛争解決手続（投資家対国家）（図表 III-5-9）をフロー図で揭示する。

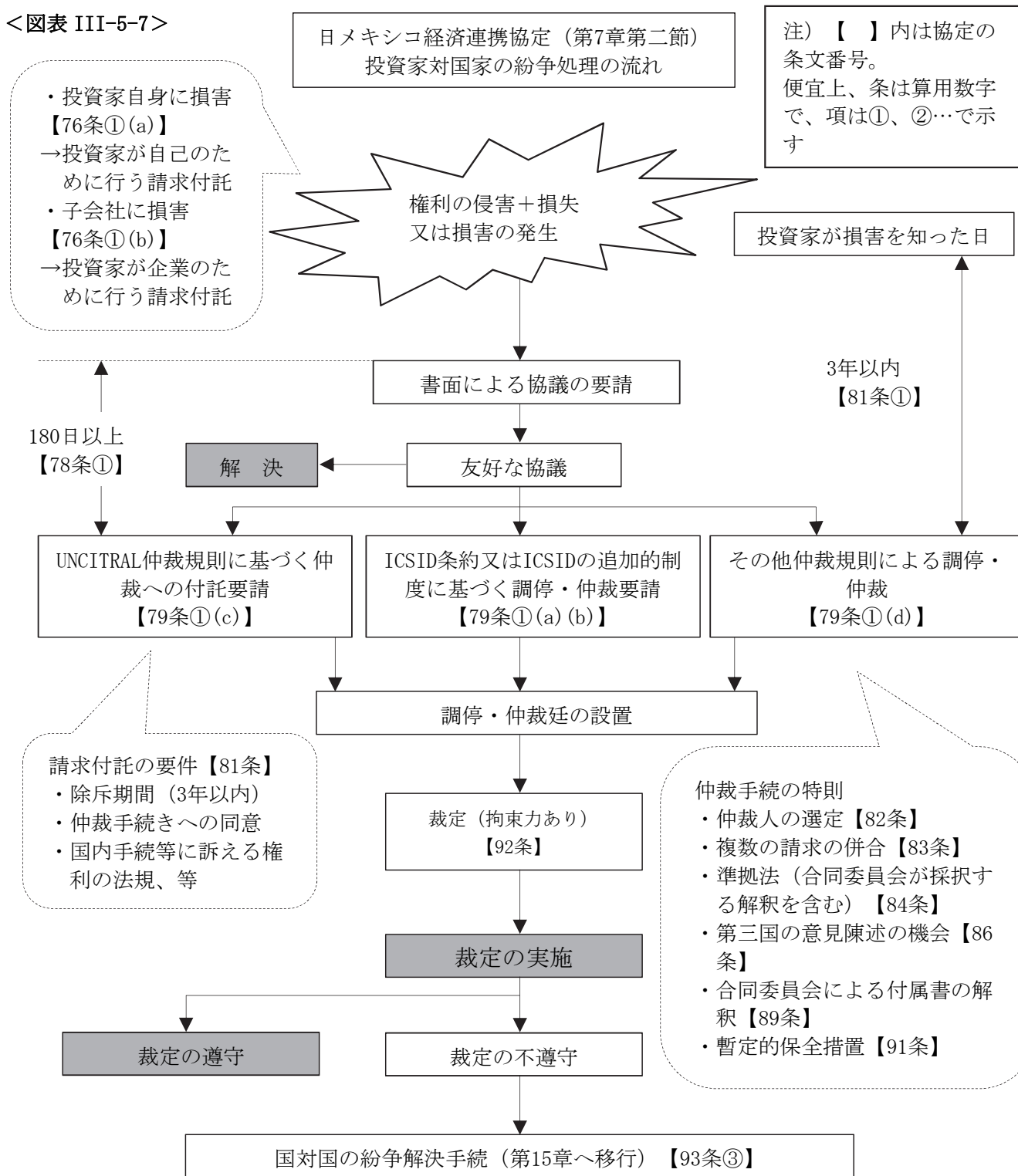
<図表 III - 5-6>



・投資家が当該投資紛争の当事者である締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。【82条⑪】

・最低に従わなかった場合、外交上の保護を与え、または国家間の請求を行うことができる。【82条⑫】

<図表 III-5-7>

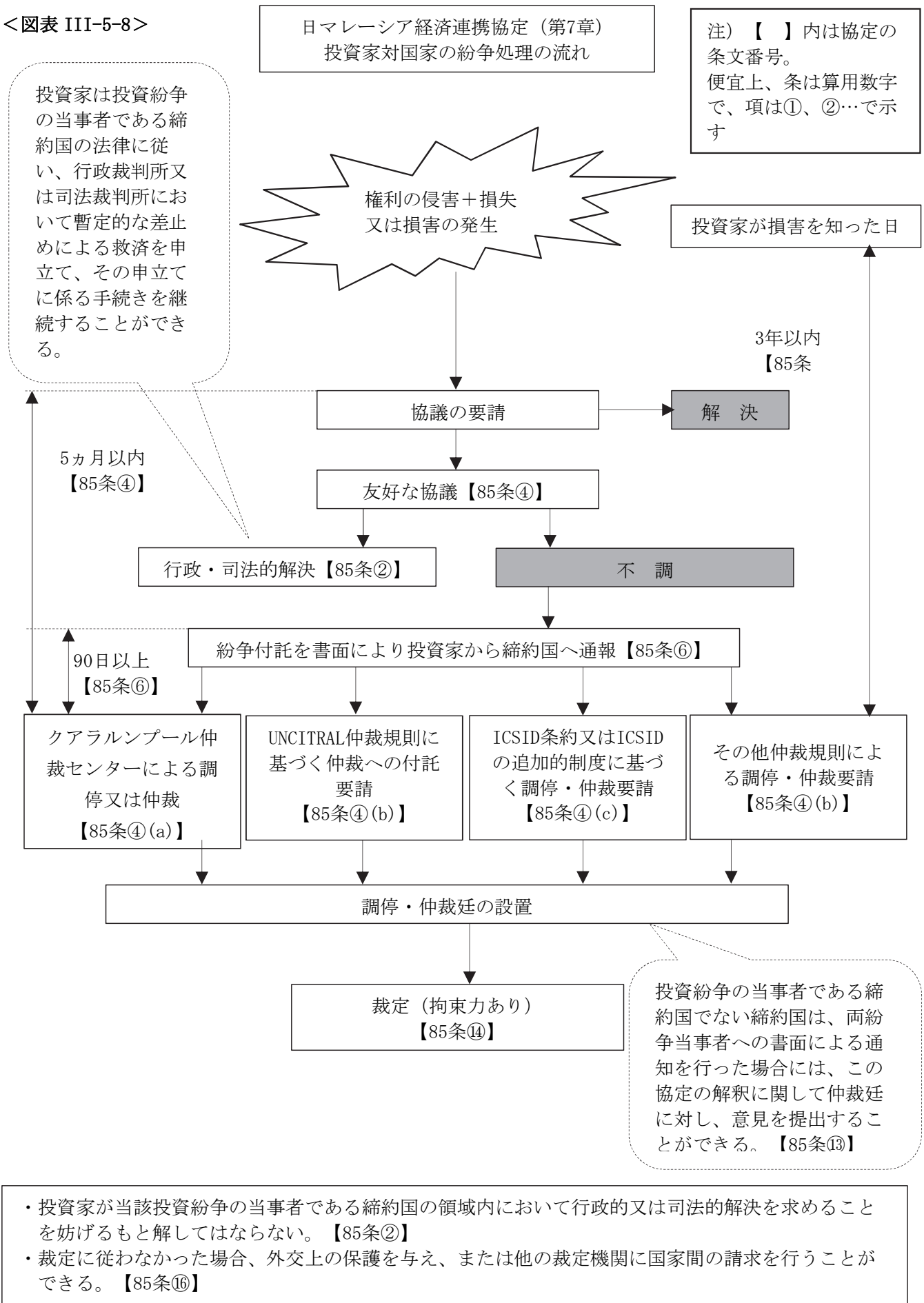


紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従わない場合には、仲裁の当事者であった投資家の属する締約国は、第十五章に定める手続きを利用することができる。この場合、当該投資家の属する締約国は、次のことを求めることができる。【93条③】

(a) 最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨の決定を行うこと。

(b) 当該紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従うべきである旨の勧告を行うこと。

<図表 III-5-8>



<図表 III-5-9>

